

○長泉町開発行為等に関する規則

平成20年3月28日

規則第6号

改正 平成22年3月30日規則第14号

平成23年3月17日規則第1号

令和元年9月26日規則第6号

令和6年3月4日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく開発行為等に関し、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為の許可申請)

第2条 法第29条第1項の規定による開発行為の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書に法第30条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 開発区域の土地の公図の写し
- (2) 開発区域の土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 開発区域の土地の求積図
- (4) 開発行為の施行等の同意書に係る印鑑証明書
- (5) 予定建築物の計画平面図及び立面図
- (6) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(設計図書等)

第3条 省令第16条第2項に規定する書類は、設計説明書（様式第1号）によるものとする。

ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築にあっては、設計概要書（様式第2号）によるものとする。

2 法第32条に規定する書類は、公共施設の管理者の同意書（様式第3号）及び協議書（様式第4号）によるものとする。

3 省令第17条第1項第3号に規定する書類は、開発区域内権利者一覧表（様式第5号）及び開発行為の施行等の同意書（様式第6号）によるものとする。

4 省令第17条第1項第4号に規定する書類は、設計者の資格に関する申告書(様式第7号。開発区域の面積が1ヘクタール以上のものに限る。)によるものとする。

5 法第33条第1項第12号に規定する書類は、申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第8号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域が1ヘクタール未満の開発行為を除く。)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
- (2) 貸借対照表、損益計算書又は決算報告書(直前の事業年度のもの)
- (3) 銀行等の預金残高証明書
- (4) その他町長が必要と認めるもの

6 法第33条第1項第13号に規定する書類は、工事施行者の能力に関する申告書(様式第9号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域が1ヘクタール未満の開発行為を除く。)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
- (2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は身分証明書)
- (3) 建設業許可の写し
- (4) 銀行等の預金残高証明書
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(開発行為許可書の交付)

第4条 町長は、開発許可をしたときは、開発行為許可書(様式第10号)を申請者に交付するものとする。

(開発行為の変更許可)

第5条 法第35条の2第1項に規定する開発許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(様式第11号)に、次に掲げる図書を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 開発許可に係る事項を変更しようとする理由を記載した書類
- (2) 第2条に規定する書類及び図書のうち当該変更に係るもの

2 町長は、前項の申請を許可したときは、開発行為変更許可書(様式第12号)を申請者に交付するものとする。

3 法第35条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、開発行為変更届出書(様式

第13号) を町長に届け出なければならない。

(既存権利者の届出)

第6条 法第34条第13号の規定による届出は、都市計画法第34条第13号の規定による届出書(様式第14号)によるものとし、次に掲げる図書を添付して町長に届け出なければならない。

- (1) 位置図(縮尺1/2,500以上)
- (2) 配置図(縮尺1/500以上)
- (3) 土地の公図の写し
- (4) 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (5) 農地転用許可書の写し(地目が農地の場合)
- (6) 現況写真(手札判程度とし、当該土地の状況が明確にわかるもの)

(開発行為の協議等)

第6条の2 法第34条の2に規定する国の機関又は都道府県等との開発行為の協議等に関しては、別に定めるものとする。

(追加〔令和6年規則2号〕)

(工事着手届)

第7条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手する前に、工事着手届出書(様式第15号)に工程表(様式第16号)を添付して町長に届け出なければならない。

(工程報告)

第8条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事が、次に掲げる工程に達する日の3日前までに、その旨を指定工程報告書(様式第17号)により町長に報告しなければならない。

- (1) 高さ2メートル以上の練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎を完了するとき。
- (2) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、配筋を完了するとき。
- (3) 無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、型わくを完了するとき。
- (4) 暗渠等を設置する場合において、町長が指定する工程に達するとき。
- (5) その他あらかじめ町長が指定する工程に達するとき。

2 町長は、前項の報告があった場合において災害の防止等のため必要と認めるときは、当該開発区域において行われる工事の状況を検査することができる。

(開発行為許可標識の掲示)

第9条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手した日から法第36条第3項の規定による公告の日まで、工事現場の見やすい場所に開発行為許可標識（様式第18号）を掲示しなければならない。

（工事完了届）

第10条 法第36条第1項の規定による工事完了の届出は、省令第29条に規定する工事完了届出書（開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事については公共施設工事完了届出書）に、次に掲げる図書を添付して町長に届け出なければならない。

- (1) 擁壁及び防災施設の出来形図（設計値と出来形を対照したもの）
- (2) 工事の施行状況が確認できる写真
- (3) 公共施設に関する工事にあつては、公共施設表示図
- (4) 公共施設に関する工事にあつては、公共施設の移管に必要な書類
- (5) 区画確定測量図（各区画の確定面積を明示したもの。宅地分譲に限る。）
- (6) その他町長が必要と認めるもの

（工事完了の公告）

第11条 省令第31条の規定による工事完了の公告は、長泉町が設置する掲示場に掲示して行うものとする。

（建築等の制限解除）

第12条 法第37条第1号の規定による開発区域内における建築等の制限の解除を受けようとする者は、開発区域内における建築等の制限解除承認申請書（様式第19号）に、次に掲げる図書を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺1/50,000以上）
- (2) 開発許可を受けたときの土地利用計画図
- (3) 申請に係る建築物等の各階の平面図及び立面図（縮尺1/250以上）
- (4) 現況及び工事の施行状況が確認できる写真
- (5) 擁壁及び防災施設の出来形図（設計値と出来形を対照したもの）
- (6) 公共工事の施行状況を示す書面
- (7) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の申請を承認したときは、開発区域内における建築等の制限解除承認書（様式第20号）を申請者に交付するものとする。

（工事の廃止の届出）

第13条 法第38条の規定による工事の廃止の届出は、省令第32条に規定する開発行為に関す

る工事の廃止の届出書に、次に掲げる図書を添付して町長に届け出なければならない。

- (1) 位置図（縮尺 1 / 50,000以上）
- (2) 工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した図書
- (3) 工事の廃止に係る地域を明示した書面
- (4) 工事を廃止した土地の現況図（縮尺 1 / 1,000以上。ただし、開発区域が20ヘクタール以上のものにあつては、縮尺 1 / 3,000以上。工事着手した場合にあつては、工事着手した土地の範囲を明示すること。）
- (5) 現況写真
- (6) その他町長が必要と認めるもの
（制限区域内における建築の許可）

第14条 法第41条第2項ただし書の規定による制限区域内における建築の許可を受けようとする者は、制限区域内における建築の許可申請書（様式第21号）に、次に掲げる図書を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺 1 / 50,000以上）
- (2) 開発許可を受けたときの土地利用計画図
- (3) 申請に係る建築物等の配置図（縮尺 1 / 250以上）
- (4) 申請に係る建築物等の各階の平面図及び立面図（縮尺 1 / 250以上）
- (5) 現況写真
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の申請を許可したときは、制限区域内における建築の許可書（様式第22号）を申請者に交付するものとする。

（予定建築物等以外の建築等の許可）

第15条 法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築等の許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等の許可申請書（様式第23号）に、次に掲げる図書を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺 1 / 2,500以上）
- (2) 開発許可を受けたときの土地利用計画図
- (3) 申請に係る建築物等の配置図（縮尺 1 / 250以上）
- (4) 申請に係る建築物等の各階の平面図及び立面図（縮尺 1 / 250以上）
- (5) 市街化調整区域にあつては、法第34条各号のいずれかに該当する理由を示す書面
- (6) 現況写真

(7) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の申請を許可したときは、予定建築物等以外の建築等の許可書（様式第24号）を申請者に交付するものとする。

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可）

第16条 法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書に、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 敷地概要書（様式第25号）

(2) 土地の公図の写し

(3) 土地の登記事項証明書

(4) 現況図（縮尺1/250以上）

(5) 申請に係る建築物等の配置図（縮尺1/250以上）

(6) 申請に係る建築物等の各階の平面図及び立面図（縮尺1/250以上）

(7) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の申請を許可したときは、市街化調整区域内における建築等の許可書（様式第26号）を申請者に交付するものとする。

（地位の承継届）

第17条 法第44条の規定による開発許可の地位の承継をした者は、遅滞なく地位の承継届出書（様式第27号）に、戸籍謄本又は戸籍全部事項証明（法人にあっては、法人の登記事項証明）及びその事実を証する書類を添付して町長に届け出なければならない。

（地位の承継の承認）

第18条 法第45条の規定による地位の承継の承認を受けようとする者は、遅滞なく地位の承継の承認申請書（様式第28号）に、次に掲げる図書を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類

(2) 省令第16条第5項に規定する資金計画書（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域が1ヘクタール未満の開発行為を除く。）

(3) 第3条第3項、第5項及び第6項に規定する書類

(4) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の申請を承認したときは、地位の承継の承認書（様式第29号）を申請者に交付するものとする。

（開発登録簿）

第19条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿（以下「登録簿」という。）の調書は、開発登録簿（様式第30号）によるものとする。

（登録簿の写しの交付）

第20条 法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写しの交付申請書（様式第31号）により町長に申請しなければならない。

（登録簿の閲覧所）

第21条 省令第38条第1項の規定により開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を長泉町役場に置く。

（閲覧時間等）

第22条 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 閲覧所の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 町長は、登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は休日を設けることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

（一部改正〔平成22年規則14号〕）

（閲覧手続）

第23条 閲覧所において登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に、住所、氏名、閲覧年月日、閲覧する敷地の地名及び地番並びに閲覧の目的を記入して係員に申し出なければならない。

（持出しの禁止）

第24条 登録簿は、閲覧所の外へ持ち出してはならない。

（登録簿の返納）

第25条 閲覧者は、閲覧を終了したとき、又は閲覧時間を経過したときは、直ちに登録簿を返納しなければならない。

(閲覧の拒否等)

第26条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前3条の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

(適合証明)

第27条 省令第60条に規定する都市計画法の規定に適合する建築物である旨の証明書の交付を受けようとする者は、都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書(様式第32号)に、次に掲げる図書を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺1/50,000以上)
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 計画する建築物の各階の平面図及び立面図(縮尺1/250以上)
- (5) 計画建築物が法の規定に適合していることを証する書面
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の申請について適当と認めたときは、申請者に証明書を交付するものとする。

(都市計画施設等の区域内における建築等の許可)

第28条 法第53条第1項の規定による都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築等の許可を受けようとする者は、都市計画施設等の区域内における建築等の許可申請書(様式第33号)に、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺1/50,000以上)
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 申請に係る建築物等の配置図(縮尺1/250以上)
- (4) 申請に係る建築物等の各階の平面図及び立面図(縮尺1/250以上)
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の申請を許可したときは、都市計画施設等の区域内における建築等の許可書(様式第34号)を申請者に交付するものとする。

(都市計画事業の事業地内における建築等の許可)

第29条 法第65条第1項の規定による都市計画事業の事業地内における建築等の許可を受けようとする者は、都市計画事業の事業地内における建築等の許可申請書（様式第35号）に、次に掲げる図書を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 申請に係る建築物等の配置図
- (4) 申請に係る建築物等の各階の平面図及び立面図
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の申請を許可したときは、都市計画事業の事業地内における建築等の許可書（様式第36号）を申請者に交付するものとする。

（身分証明書）

第30条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第37号）によるものとする。

（手数料の納付等）

第31条 開発行為等に関する申請及び交付手数料は、長泉町事務手数料条例（平成12年長泉町条例第7号）に規定する金額を、長泉町会計規則（平成5年長泉町規則第17号）の規定による納入通知書により納付するものとする。

（申請書等の提出部数）

第32条 法、省令及びこの規則により町長に提出する申請書及びこれに添付する図書の部数は、正本及び副本各1部とする。ただし、第20条に規定する開発登録簿の写しの交付申請書にあつては、1部とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第14号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和6年3月4日規則第2号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

設 計 説 明 書

1 事業計画の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果等事業計画の概要を記載すること。
- (2) 既定計画又は将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。
- (3) 市街化調整区域内における開発行為にあつては、法第34条各号のうち、該当する事項を記載すること。

2 計画地の面積、取得状況

(1) 開発区域内の土地の現況

区 分	公 簿 面 積				実 測 面 積	
	既取得地	未 取 得 地	未 取 得 地	計	面 積	割 合
宅 地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
農 地	田					
	畑					
	そ の 他					
	小 計					
山 林						
原 野						
公共公益用地						
そ の 他						
計						

(注) 1 「農地」の欄の「その他」には、採草放牧地を記載すること。

2 未取得地がある場合には、未取得の理由を明記すること。

(2) 計画地の現状

標高	最高地平均 m ~ 最低地標高差 m			
区分	勾配	面積	割合	土地利用方針
傾斜状況	0度～15度	m ²	%	
	15度～30度	m ²	%	
	30度～45度	m ²	%	
	45度以上	m ²	%	
地層地質の概要				
河川	流域面積 ha 全体面積の %	流末経路	放流先	(例) ○○調整地 ○○調整地
			中間経路	(普)○○川 (普)○○川
			河川法上の河川又は海	↓ ↓ (二) ○ ○ 川 ↓ 海
計画地への交通路	取り付ける認定道路	道道	線(幅員 W= m) 線(幅員 W= m)	
	進入路区間	W= m L= m	現況地目	

(注) 1 「流末経路」の欄には、放流先から最終の流末河川までを系統ごとに記載すること。また、河川の級種別も記載すること。

2 「取り付ける道路」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。なお、当該道路を拡幅する場合には、現況幅員及び拡幅後の幅員をそれぞれ記載すること。

3 「進入路区間」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路の区間について記載すること。

(3) 土地利用規制現況等

根 拠 法 令	規制の種別 (地域区分)	面 積	根 拠 法 令	規制の種別 (地域区分)	面 積
国土利用計画法		ha	自然公園法		ha
都市計画法		ha	文化財保護法		ha
農 振 法 (農用地区域)		ha	宅地造成規制法		ha
森 林 法		ha			

(注) 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記載すること。

2 「国土利用計画法」の欄には、土地利用基本計画による地域区分の細区分を記載すること。

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

区 分	施 設 名	面 積	割 合	数量、規模等についての概要説明
営 業 用 施 設 (自己用を含む。)		m ²	%	
	小 計	m ²	%	
公 共 施 設		m ²	%	
	小 計	m ²	%	
公 益 的 施 設		m ²	%	
	小 計	m ²	%	
そ の 他		m ²	%	
	小 計	m ²	%	
合 計			100	

住宅街区の設定計画（分譲地及び工場団地に係るものに限る。）

街区数	街区	最大街区積	m ²	街区最長長	m
最大区面積	m ²	最小区面積	m ²	平均区面積	m ²
予定建築物				その他	合計
区画数					

(注) 1 営業用施設

分譲用宅地、ゴルフ場のホール等計画の主たる目的とした施設

2 公共施設

計画地内で整備しようとする道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供す貯水施設。

3 公益的施設

計画地内で整備しようとする水道、廃棄物処理施設、バス停、社会福祉施設、医療施設、公民館・集会所、変電所、官公署、教育施設等。

4 その他

上記に区分されない施設、未利用地

5 工区を設定する場合には、工区ごとにとりまとめること。

(2) 開発率

施行区域の面積に対する現地形又は現植生を変更する土地の面積の割合を記載すること。

$$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 100 = \text{ \% }$$

4 個別計画の明細

(1) 防災計画

区 分	種 別	施設概要（構造等）
河 川 改 修	(河川・水路名)	
防 災 施 設	(調整池)	必要調整容量 $V = \text{m}^3$
	(砂防堰堤)	調整池容量 $V = \text{m}^3$
そ の 他		

- (注) 1 開発行為において施行する防災計画を明らかにすること。
 2 施設には符号を付す等により図面に対照しやすいようにすること。
 3 流末河川について河川名を明示して現況、流下能力及び改修計画を明示すること。
 4 水理計算書を添付すること。
 5 流出土砂量計算書を添付すること。
 6 調整池容量計算書を添付すること。（下流の流下能力の検討を含む。）

(2) 生活用水計画

計画給水区分	給 水 量	積算の基礎	
		施設ごとの給水人口等	最大給水量
計画年次	年		
計画給水人口	人		
1日1人当たり給水量	最大	t/日	
	平均	t/日	
1日当たり給水量	最大	t/日	
	平均	t/日	
時間最大給水量	t/時		

(3) 工業用水計画

用途 \ 区分	使用水量	積算の基礎
ボイラー用水	t/日	
原料用水		
製品処理及び洗浄用水		
冷却用水		
温調用水		
その他 (飲用雑用を含む。)		
計		

(4) その他の用水計画

生活用水、工業用水以外の用水を使用する場合は、上記に準じて記載すること。

(5) 水源及び水量

水源の種別	水量等		備考
水道	水道の名称	最大受水量	分水又は給水承諾書を添付すること。
		t/日	
地下水	くみ上げ地点	最大取水量	地下水の採取計画を添付すること。
		t/日	
表流水	河川の名称	最大取水量	水利権許可書又はこれに準ずるものを添付すること。
		t/日	

(6) 給水施設計画

施設区分	規模、構造等についての説明

(7) 排水施設計画

施設区分	規模・構造	積算の基礎

(注) 雨水と雨水以外の下水、開発区域内と開発区域外とに区分して排水系統ごとに記載すること。

(8) 道路計画

道路区分	幅員	延長	勾配			最小曲線半径	(計画)交通量	備考
			最小	最大	平均			
公道の現況	m	m	%	%	%	m	台/日	
進入路								
幹線道路								
支線道路								

(注) 1 「公道の現況」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。この場合、L = 200メートルの範囲で記載すること。

2 「進入路」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路について記載すること。

(9) 清掃施設計画

施設区分	処理方法	規模・構造	積算の基礎	備考

(注) 1 し尿、雑排水及びごみに区分して、それぞれの施設計画を明らかにすること。

2 施設の維持管理の責任及び処理水の水質等処理後の状況を備考欄に記載すること。

3 第三者に委託して処理する場合には、同意書又は管理契約書の写しを付すこと。

(10) 消防用施設計画

施設区分	規模・構造	配置計画

(11) その他の施設計画

施設名	説明

5 関連公共施設・公益的施設の整備

施設名	施設管理者	整備計画の明細	協議の状況

(注) 1 開発行為に伴って、公共施設又は公益的施設を整備する計画がある場合は、この計画について記載すること。

2 「協議の状況」の欄には、当該施設の管理者との協議の状況を記載すること。

6 公害防止計画

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生が考えられる計画にあつては、排出物等の種類、排出量及びその排出状況並びに公害防止施設設置の計画を具体的に記載すること。

なお、工場、研究施設等にあつては、生産工程及び使用薬品を図示すること。

7 文化財等の保護計画

文化財の種別	所在位置	保護の計画

8 切土盛土の土量計算

符 号	施 行 区 域	切 土	盛 土	残 不 足 土	残土・不足土の処理方法
		m ³	m ³	m ³	
計					

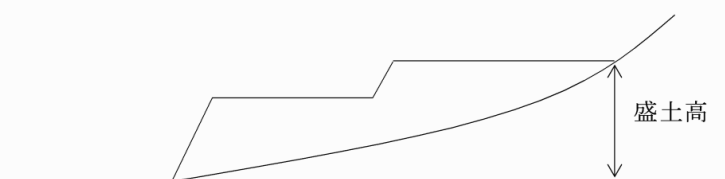
- (注) 1 土量計算書を添付すること。
 2 符号は、「符号」の欄と土量計算書と同一のものを付し対照しやすいようにすること。施行区域は、適宜区分すること。
 3 計画地外から土砂の搬入又は計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地、捨土場所、運搬経路、採取方法、捨土方法等について記載すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

9 地盤、法面、擁壁等の安全対策

(1) 切土・盛土

区 分	最大切盛高	法 勾 配	備 考
切 土			
盛 土			

(注) 盛土高の計算方法は、下図の例によること。



(2) 法面保護・擁壁

位 置	区 分	規 模 及 び 構 造

(3) 地 盤

改良箇所	改 良 方 法

10 公園計画

公園の面積、出入口の数、勾配、施設計画（利用者の安全確保のための施設、排水施設、植栽、遊戯施設等）等について記載すること。なお、開発区域の面積が 0.3ヘクタール以上 5ヘクタール未満の開発行為であって、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第25条第6号ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

11 環境保全対策（開発区域の面積が1ヘクタール未満のものは除く）

(1) 樹木等の保存計画

区 分	分 布 状 況	保 存 計 画
樹木	本 (㎡)	本 (㎡)
樹木の集団	㎡	㎡

- (注) 1 樹木とは、高さが10メートル以上の健全な樹木をいう。樹木が広範に分布する場合には、数量の単位は、平方メートルとする。
- 2 樹木の集団とは、高さが5メートル以上で、かつ、面積が 300平方メートル以上の健全な樹木の集団をいう。
- 3 政令第28条の2第1号ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

(2) 表土の復元等の計画

ア 高さが1メートルを超える切土又は盛土をする土地の面積

区 分	面 積
切 土	m ²
盛 土	
合 計	

イ アの土地に対する表土の復元等の措置（アの土地の合計の面積が1,000平方メートル未満のものは除く。）

区 分	面 積
表土の復元	m ²
客 土	
土壌の改良	
そ の 他	
合 計	

(3) 緩衝帯の配置計画

緩衝帯の配置計画、幅員及び緑化の方針について記載すること。なお、政令第28条の3ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

12 工事中の災害防止等の計画

(1) 土砂流出防止計画等

区 分	具 体 的 な 対 策 等
土砂流出・崩壊防止	
水質汚濁防止	
飲料水確保	

交通安全対策	
騒音対策	
その他	

(2) 施行管理体制

(注) 工事中の現場管理体制、特に非常時の連絡体制を記載すること。

13 施設完成後の管理計画等

区分	施設名	管理責任者	管理方法等
（自己用を含む。） 営業用施設			
公共施設			
公益的施設			
その他			

- (注) 1 事業者が直接管理する施設、第三者に委託して管理する施設、公共団体等に移管する施設に3区分の上、それぞれについて管理方法を具体的に記載すること。
- 2 公共施設又は公益的施設であって、公共団体に移管されないものについては、その管理方法等を特に詳細に記載すること。
- 3 道路及び水路については、それぞれ区分して付替え、用途廃止及び存置の計画を明らかにすること。

(2) 法面処理

6 公共施設の現況及び整備計画

(1) 道路

(2) 河川又は水路

7 造成計画

8 その他の施設の整備計画

(注) 設計の方針には、開発の目的と計画上周辺地との関連や、計画の設計に際し、特に留意した事項等を記入すること。

様式第3号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

	第	号
	年	月
		日
様		
公共施設の管理者		印
公共施設の管理者の同意書		
年	月	日
付けによる申請については、下記のとおり同意します。		
記		
1	従前の公共施設一覧表（付替えをしない場合）	
	別紙(1)のとおり。	
2	付替えに係る公共施設一覧表（付替えをした場合）	
	別紙(2)のとおり。	
3	その他（条件等）	

（注）1 別紙には、付替えをした場合と、付替えをしない場合のいずれか一つを添付すること。

2 その他条件等があれば具体的内容を示すこと。

3 開発許可申請のときに添付すること。

別紙(1)

従前の公共施設一覧表（付替え道路、水路を設置しない場合）

従前の公共施設名称	新旧対照に付した番号	廃止、付替え、拡幅等の別	概要			管理者名称	所有者名称	摘要
			延長	幅員(管径)	面積			
			m	m	m ²			

- (注) 1 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。
 2 同一物件に権利者が二人以上ある場合は、摘要欄にその旨記入すること。
 3 管理者が多数あるときは、別紙とすること。

別紙(2)

付替えに係る公共施設一覧表（付替え道路、水路を設置した場合）

従前の公共施設				付替えに係る公共施設			付替え後における従前の公共施設用地の帰属	摘要
名称	新旧対照に付した番号		土地所有者の名称	名称	新旧対照に付した番号			
	番号	地積			番号	地積		

(注) 都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入すること。

(記入上の留意点)

開発区域の公共施設を廃止、拡幅又はそのまま存置する場合には、別紙(1)に記入すること。その他の場合には、別紙(2)に記入し、「付替え後における従前の公共施設用地の帰属」欄には、開発行為の許可を受けた者を記入すること。また、「摘要」欄には「付替えに係る公共施設」の所有者を記入すること。

様式第4号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

協議書

新設する公共施設一覧表

新設する公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	概 要			管理者となるべき者の名称	摘 要
		延 長	幅 員 (管径)	面 積		
		m	m	m ²		

上記のとおり都市計画法第32条に規定する協議を了したことを証します。

年 月 日

(公共施設管理者)

印

- (注) 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。
2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。
3 同一物件に権利者が二人以上ある場合は、摘要欄にその旨記入すること。
4 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を摘要欄に記入すること。

様式第5号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種別	権利者の名氏	同意の有無	摘要
		m ²				

- (注) 1 「物件の種類」の欄には、土地、建物等の種別を記入すること。
2 「権利の種別」の欄には、所有権、抵当権等の別を記入すること。
3 「同意の有無」の欄には、申請時における同意書の有無を記入し、協議中の場合には、その経過を示す説明書を添付すること。
4 同一物件に権利者が複数いる場合には、全ての権利者について記入すること。

様式第6号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住所
氏名 様

権利者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

私が権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議はありません。

物件の種類	所在及び地番	面積 m ²	権利の種別	摘要

(注) 権利者の印に係る印鑑証明書を添付すること。

様式第7号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

長泉町長 様

設計者 住 所

氏 名

Ⓔ

年 月 日生

電話番号

都市計画法第31条に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

学 歴	学 校 の 名 称	学 部 及 び 学 科	所 在 地		修 業 年 限
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在 職 期 間 (合 計 年 月)	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
設 計 経 歴	事 業 主 体	工 事 施 行 者	施 行 場 所	面 積	許 認 可 の 番 号 及 び 年 月 日
				m ²	第 年 号 月 日
				m ²	第 年 号 月 日
				m ²	第 年 号 月 日
				m ²	第 年 号 月 日
都市計画法施行規則第19条の該当資格			<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ	

- (注) 1 「学歴」の欄には、設計者の資格に関する学歴を記載すること。
- 2 「実務経験及び設計経歴」の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記載すること。
- 3 都市計画法施行規則第19条の資格を証する書類を添付すること。
- 4 開発区域の面積が20ヘクタール以上の場合、 「設計経歴」の欄に20ヘクタール以上の開発行為に関する工事の経歴を記載すること。

様式第8号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

都市計画法第33条第1項第12号に規定する必要な資力及び信用について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千 円			
法 令 に よ る 登 録 等						
従 業 員 数	人（うち土木建築関係技術者数 人）					
前 年 度 事 業 量	千 円	資 産 総 額	千 円			
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税	千 円	事 業 税	千 円		
主たる取引金融機関						
工事監理者の住所及び氏名						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			歳	年		
宅地造成経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面積	許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

- (注) 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入し、当該免許証の写しを添付すること。
- 2 次に掲げる書類を添えること。
- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 貸借対照表、損益計算書又は決算報告書（直前の事業年度のもの）

様式第9号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

工事施行者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

都市計画法第33条第1項第13号に規定する必要な能力について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千 円			
法 令 に よ る 登 録 等						
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
	人	人	人	人		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		千 円	事 業 税	千 円	
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者の住所及び氏名						
技術者略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			歳	年		
宅地造成工事等施行経歴	注文主の氏名	元請・下請の別	工事施行場所	面積	許認可年月日	完了年月
				m ²	年 月 日	年 月
				m ²	年 月 日	年 月
				m ²	年 月 日	年 月
				m ²	年 月 日	年 月

- (注) 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業者の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記載し、当該許可証の写しを添付すること。
- 2 次に掲げる書類を添えること。
- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 法人の登記事項証明書、個人にあつては身分証明書

様式第10号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

		第 号
		年 月 日
様		
		長泉町長 印
開発行為許可書		
<p>年 月 日付けで申請のあった開発行為の許可申請について、都市計画法第29条の規定により、下記のとおり許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称及び地番	
	2 開発行為の目的及び開発区域の面積	㎡
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	届出受付 年 月 日 第 号
	9 その他必要な事項	
許可に付した条件 条件に関する教示		

様式第11号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開発行為変更許可申請書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

電話番号

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分		変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称及び地番		
	開発区域の面積	m ²	m ²
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所及び氏名		
	法第34条の該当号及び該当する理由		
	その他必要な事項		
変 更 の 理 由			
開 発 許 可 の 許 可 番 号		年 月 日	第 号
※ 受 付 番 号		年 月 日	第 号
※変更の許可に付した条件			
※変更の許可の許可番号		年 月 日	第 号

- (注) 1 ※印の欄には記載しないこと。
2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
4 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更を伴う場合には、「開発行為変更届出書」を添付すること。
5 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第12号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長 国

開発行為変更許可書

年 月 日付で申請のあった開発行為の変更許可の申請について、都市計画法第35条の2第1項の規定の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

区 分		変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称及び地番		
	開発区域の面積	m ²	m ²
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所及び氏名		
	法第34条の該当号及び該当する理由		
	その他必要な事項		
許可に付した条件 条件に関する教示			

様式第13号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開発行為変更届出書

年 月 日

長泉町長 様

届出者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

都市計画法第35条の2第3項の規定により、次のとおり開発行為の変更をしたので届け
出ます。

変 更 に 係 る 事 項	
変 更 の 理 由	
開 発 許 可 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号

(注) 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第14号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

都市計画法第34条第13号の規定による届出書

年 月 日

長泉町長 様

届出者 住 所
氏 名 ㊞
電話番号

都市計画法第34条第13号の規定により、土地（土地の利用に関する所有権以外）の権利について次のとおり届け出ます。

1	職 業 (法人の場合は業務内容)	
土 地	2 所在及び地番	
	3 地 目 (農地転用許可日及び番号) 年 月 日 第 号	
	4 面 積	m ²
5	予定建築物等の用途	
6	権利の種類及び内容	所有権 所有権以外の権利 ()
7	土 地 の 現 況	
※ 処 理 欄		

(注) 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 予定建築物等の用途の変更は認められませんので注意してください。

様式第15号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

工事着手届出書

年 月 日

長泉町長 様

届出者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

長泉町開発行為等に関する規則第7条の規定により、開発行為の工事に着手しますので次のとおり届け出ます。

許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
工事着手年月日 完了予定	年 月 日 着手 年 月 日 完了予定
工事施行者	氏 名
	住 所
	連絡場所 電話番号
現場管理者	氏 名
	住 所
	連絡場所 電話番号

様式第17号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

指定工程報告書

年 月 日

長泉町長 様

届出者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

長泉町開発行為等に関する規則第8条の規定により、開発行為の工事に関して指定された工程に達しますので、次のとおり報告します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
指 定 さ れ た 工 程	
指定された工程に達する日	年 月 日
※ 検 査 の 要 ・ 否	要 ・ 否

(注) ※印の欄は記載しないこと。

様式第18号（第9条関係）

← 100cm 以上 →

開発行為許可標識	
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
許 可 者	長泉町長
許可を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	
工事施工業者住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）	
開発区域に含まれる地域の名称	
開 発 区 域 の 面 積	
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	電話番号
予 定 建 築 物 等 の 用 途	

↑ 80cm 以上

↑ 80cm 以上

様式第19号（第12条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

開発区域内における建築等の制限解除承認申請書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

都市計画法第37条第1号の規定により、開発区域内の土地における建築等の制限解除について次のとおり申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
建築等の制限解除を申請する土地の区域	
予定建築物等の用途、規模及び構造	
申請の理由	

(注) 「申請の理由」の欄には、申請の理由を具体的に記載することとし、必要に応じ図面を添えて説明すること。

様式第20号（第12条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長 印

開発区域内における建築等の制限解除承認書

年 月 日付で申請のあった開発区域内における建築等の制限解除承認申請について、都市計画法第37条第1号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 開発行為許可年月日 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 建築等の制限解除をする土地の区域
- 4 予定建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 5 解除に付した条件

様式第21号（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

制限区域内における建築の許可申請書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、制限区域内における建築の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
制限を受けた内容	
建築物等の構造等（用途、規模、棟数）	
申請の理由	

様式第22号（第14条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長 印

制限区域内における建築の許可書

年 月 日付けをもって申請のあった制限区域内における建築の許可申請について、都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 開発行為許可年月日番号
年 月 日 第 号
- 2 建築を行おうとする場所
- 3 建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 4 許可に付した条件

様式第23号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

予定建築物等以外の建築等の許可申請書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物以外の建築等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
予定建築物等の用途	
予定建築物等以外の建築物等の用途又は用途変更しようとする建築物等の用途	
申請の理由	

様式第24号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長 印

予定建築物等以外の建築等の許可書

年 月 日付けをもって申請のあった予定建築物等以外の建築等の許可申請について、都市計画法第42条第1項ただし書の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 開発行為許可年月日番号
年 月 日 第 号
- 2 建築等を行おうとする場所
- 3 建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 4 許可に付した条件

敷地概要書

申請者の氏名	
設計者(作成者)の氏名	
設計者(作成者)の住所	
設計者(作成者)の電話番号	()

土地	土地の現況等	地 目			権利の内容	面 積			
		公 簿		現 況		公 簿	m ² 実 測	m ²	
地盤の改良等の対策 令第16条関係	地盤の改良、擁壁の設置等 安全上必要な措置の要否	土地の状況	地盤の軟弱な土地	がけくずれ又は出水のおそれの多い土地	その他左に類する土地 (災害危険区域急傾斜地崩壊危険区域等)				
		上記土地に対する安全上必要な措置の方法							
		必要としない地盤の状況							
下水の排出等 令第16条関係	下水の処理方法	汚 水			雨 水				
	排水施設の規模・構造	名称及び規模			構 造				
	放流先の状況・名称・管理者	放流先の状況 (放流先までの距離)		(m)	名 称		管理者		
	許可(承諾)等の手続の概要・経緯								
接続道路 建築基準法 第43条関係	建築基準法第42条該当号	第1項該当号及び名称	1号 2号 3号 4号 5号	名称及び位置の指定年月日等					
		第2項該当	必要な道路の後退線の距離		(イ)	(ロ)			
	接続する位置・道路の幅員・管理者	敷地が接続する位置 (路地状敷地である場合はその距離)		敷地の側幅員 (m)	道路の中心線から (イ) m		がけ等の境界線から (ロ) m		管理者
許可(承諾)等の手続の概要・経緯									
その他	他の法令等による許認可の有無及び手続の概要・経緯 (河川・道路の関係を除く。)								

様式第26号（第16条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 年 月 日 号 日
様 長泉町長 市街化調整区域内における建築等の許可書
年 月 日付で申請のあった市街化調整区域内における建築等の許可申請について、都市計画法第43条第1項の規定により、下記のとおり許可します。
記
1 建築等の場所
2 敷地面積
3 建築物等の用途 (規模、構造、棟数)
4 該当号 都市計画法施行令第36条第1項第3号 $\left(\begin{array}{c} \text{イ (法第34条第 号)} \\ \text{ロ、ハ、ニ、ホ} \end{array} \right)$ 該当
5 条件
6 条件に関する教示

様式第27号（第17条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

地位の承継届出書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

都市計画法第44条の規定により、許可に基づく地位を承継しましたので、次のとおり届け出ます。

開発行為等許可年月日番号	年 月 日 第 号
許可に係る地域の名称	
被承継人の住所及び氏名	
承 継 の 理 由	
承 継 し た 年 月 日	年 月 日

添付書類 承継の事実を証する書類

様式第28号（第18条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

地位の承継の承認申請書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊞
電話番号

都市計画法第45条の規定により、許可に基づく地位の承継の承認について、次のとおり申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
被承継人の住所及び氏名	
承 継 の 理 由	
権原を取得した年月日	年 月 日

添付書類 権原の取得を証する書類

様式第29号（第18条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長 国

地位の承継の承認書

年 月 日付けで申請のあった地位の承継の承認申請について、都市計画法第45条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 開発行為許可年月日番号
年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 被承継人の住所及び氏名
- 4 自己の居住の用に供するもの、
自己の業務の用に供するもの、
その他のものの別
- 5 承継年月日
- 6 承認に付した条件

様式第30号（第19条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

開 発 登 録 簿

番号

当 初 許 可	許可番号	第	号	承継承認番号	第	号		
	許可年月日	年	月	日	承継承認年月日	年	月	日
	許可を受けた者の住所及び氏名			承継人の住所及び氏名				
	工事施行者の住所及び氏名			区域 等 地域	市街化区域 用途地域 (市街化調整区域)			
	開発区域に含まる地域及び面積	面積						m ²
	予定建築物等の用途			工 区	位置	工区面積m ²	変更工区面積m ²	
	法第41条の規定による制限の内容							
	工事予定期間							
変更許可	許可番号	第	号	第	号			
	許可年月日	年	月	日	年	月	日	
	変更の内容							
建築制限解除	許可番号	第	号	第	号			
	許可年月日	年	月	日	年	月	日	
	建物概要							
工事完了検査	検査済証番号	第	号	第	号	第	号	
	検査済証年月日	年	月	日	年	月	日	
	完了公告年月日	年	月	日	年	月	日	
	摘要							
備考								

様式第31号（第20条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

開発登録簿の写しの交付申請書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

都市計画法第47条第5項の規定により、開発登録簿の写しの交付を受けたいので、次のとおり申請します。

開発許可を受けた者の氏名又は名称	
開発許可の名称	
交付を申請する枚数	枚
使用の目的	

様式第32号（第27条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法施行規則第60条の規定により、建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を受けたいので、次のとおり申請します。

建築しようとする場所	長泉町	
区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 市 街 化 区 域 <input type="checkbox"/> 市 街 化 調 整 区 域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準 都 市 計 画 区 域 <input type="checkbox"/> 「都市計画区域及び準都市計画区域」以外の区域	
用 途 地 域		
開 発 行 為 の 有 無	有 無 (m ²)	
建 築 物 等 の 用 途		
都市計画法上の許可を要さない場合にはその該当条項号及び内容	該 当 条 項 号	
	内 容	
都市計画法上の許可を受けている場合にはその該当条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該 当 条 項	
	許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	
	許 可 を 受 け た 者 の 氏 名 又 は 名 称	
※上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。 年 月 日 第 号 長泉町長 印		

(注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 農林漁業者の場合は、それを証する証明書を添付すること。

様式第33号（第28条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

都市計画施設等の区域内における建築等の許可申請書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

都市計画法第53条第1項の規定により、都市計画施設等の区域内における建築等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 建築物の敷地の所在及び地番	長泉町				
2 建築物の構造	階 数	1階	2階	3階	【地階 階】
	主要構造物	木造 鉄骨造 コンクリートブロック造 (鉄筋コンクリート造)			
3 新築、増築、改築又は移転の別	新築	増築	改築	移転	
4 敷地面積、建築面積及び延べ面積	敷地面積	平方メートル			
	建築面積	平方メートル			
	延べ面積	平方メートル			
その他参考となるべき事項	用 途	住 宅	商 店	工 場	倉 庫
		その他 ()			
敷地の権利関係	自己所有地	借地	占有許可地		
	その他 ()				

様式第34号（第28条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長

図

都市計画施設等の区域内における建築等の許可書

年 月 日付で申請のあった都市計画施設等の区域内における建築等の許可申請について、都市計画法第53条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 都市計画施設名
- 2 建築物の敷地の所在及び地番
- 3 建築物の用途、規模、構造、階数

様式第35号（第29条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

都市計画事業の事業地内における建築等の許可申請書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

都市計画法第65条第1項の規定により、都市計画事業の事業地内における建築等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行 為 地	長泉町		
行 為 の 種 別	土地の形質の変更 建築物の建築 工作物の建設 重量が5トンを超える物件の設置又はたい積		
行 為 の 要 概	建 築	構 造	(階 数) 階 (主要構造物) 造
		新築、増築、改築又は移転の別	新築 増築 改築 移転
		敷地面積、建築面積及び延べ面積	敷地面積 平方メートル 建築面積 平方メートル 延べ床面積 平方メートル
		用 途	住宅 商店 工場 倉庫 その他 ()
	その他の行為	目 的	
		内 容	
		面 積	敷地面積 平方メートル 行為面積 平方メートル
行 為 の 期 間	許可の日から 日以内着手 着工の日から 日以内完了		
土地の利用関係	自己所有地 借地 占用許可地 その他 ()		

様式第36号（第29条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長 印

都市計画事業の事業地内における建築等の許可書

年 月 日付で申請のあった都市計画事業の事業地内における建築等の許可申請について、都市計画法第65条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 都市計画施設名
- 2 建築物の敷地の所在及び地番
- 3 建築物の用途、規模、構造、階数

様式第37号（第30条関係）（横 8.5センチメートル×縦 5.8センチメートル）

（表）

第	号
身 分 証 明 書	
職氏名	
	年 月 日生
上記の者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第82条第1項の規定により、立入検査をする権限を有する者であることを証明する。	
	年 月 日
長泉町長	印

（裏）

都市計画法抜粋
（立入検査）
第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- 様式第1号（第3条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第2号（第3条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第3号（第3条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第4号（第3条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第5号（第3条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第6号（第3条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第7号（第3条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第8号（第3条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第9号（第3条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第10号（第4条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第11号（第5条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第12号（第5条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第13号（第5条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第14号（第6条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第15号（第7条関係）
（一部改正〔令和元年規則6号〕）
- 様式第16号（第7条関係）

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第17号(第8条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第18号(第9条関係)

様式第19号(第12条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第20号(第12条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第21号(第14条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第22号(第14条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第23号(第15条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第24号(第15条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第25号(第16条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第26号(第16条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第27号(第17条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第28号(第18条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第29号(第18条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第30号(第19条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第31号(第20条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第32号(第27条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第33号(第28条関係)

(一部改正〔平成23年規則1号・令和元年6号〕)

様式第34号(第28条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第35号(第29条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第36号(第29条関係)

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

様式第37号(第30条関係)